

資料 8 - 1

基本協定書案に係る運営協議会の
設置に関する条項の追加（事務局案）

平成22年7月16日

第8回生駒市病院事業推進委員会

基本協定書案に係る運営協議会の設置に関する条項の追加（事務局案）

第25条の次に次の1条を加える。

（運営協議会の設置）

第26条 甲及び乙は、市立病院の活動・運営について、市民、患者と意見を交換し、医師会等と協議する場として、生駒市立病院運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営及び委員その他必要な事項については、甲乙協議して別に定める。

以下、1条ずつ繰り下げる。